

証券コード 4650
2024年6月10日

株 主 各 位

札幌市白石区南郷通1丁目北8番地1号

SD エンターテイメント株式会社
代表取締役社長 高橋 誠

第70回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素より格別のご高配を賜り、厚く御礼申しあげます。

さて、当社第70回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので
ご案内申しあげます。

本株主総会の招集に際しましては、株主総会参考書類等の内容である情報(電子提供措置事項)について電子提供措置をとっており、インターネット上の以下の各ウェブサイトに掲載しておりますので、いずれかのウェブサイトにアクセスのうえ、ご確認くださいませようお願い申しあげます。

【当社ウェブサイト】

<https://sdentertainment.jp/>

(上記ウェブサイトにアクセスいただき、メニューより「IR情報」
「株主総会関連資料等」を順に選択いただき、ご確認ください。)



【株主総会資料 掲載ウェブサイト】

<https://d.sokai.jp/4650/teiji/>



【東証ウェブサイト(東証上場会社情報サービス)】

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>

(上記の東証ウェブサイトにアクセスいただき、「銘柄名(会社名)」

に当社名、又は「コード」に当社証券コードを入力・検索し、

「基本情報」「縦覧書類/P R情報」を順に選択して、「縦覧書類」

にある「株主総会招集通知/株主総会資料」欄よりご確認ください。)



なお、当日のご出席に代えて、書面またはインターネットにより議決権を行使することができますので、お手数ながら株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権行使書用紙に賛否をご表示のうえご返送いただくか、当社の指定する議決権行使サイト (<https://evote.tr.mufg.jp/>) において賛否を入力されるか、いずれかの方法により、2024年6月24日（月曜日）午後6時までに議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2024年6月25日（火曜日）午後1時
2. 場 所 札幌市中央区北二条西七丁目
かでの2.7道民活動センタービル 10階 1030会議
3. 目的事項
報告事項
 1. 第70期（2023年4月1日から2024年3月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第70期（2023年4月1日から2024年3月31日まで）計算書類報告の件

決 議 事 項

第1号議案 資本準備金の額の減少及び剰余金処分の件

第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）3名選任の件

4. 招集にあたっての決定事項（議決権行使についてのご案内）

- (1) 書面（郵送）により議決権を行使された場合の議決権行使書において、議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の表示があったものとしてお取り扱いいたします。
- (2) インターネットにより複数回、議決権を行使された場合は、最後に行われた議決権行使を有効なものとしてお取り扱いいたします。
- (3) インターネットと書面（郵送）により重複して議決権を行使された場合は、到着日時を問わず、インターネットによる議決権行使を有効なものとしてお取り扱いいたします。
- (4) 代理人により議決権を行使される場合は、議決権を有する他の株主の方1名を代理人として株主総会にご出席いただけます。ただし、代理権を証明する書面のご提出が必要となりますのでご了承ください。
- (5) 議決権の不統一行使をされる場合は、株主総会の日の3日前までに議決権の不統一行使を行う旨とその理由を書面により当社にご通知ください。

◎当日ご出席の際は、お手数ながら議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、上記インターネット上の各ウェブサイトにおいて、その旨、修正前及び修正後の事項を掲載いたします。

◎書面交付請求をいただいた株主様には、電子提供措置事項を記載した書面をあわせてお送りいたしますが、当該書面は、法令及び当社定款第14条の規定に基づき、次に掲げる事項を除いております。

①事業報告の「業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況」

②連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」「連結注記表」

③計算書類の「株主資本等変動計算書」「個別注記表」

したがいまして、当該書面に記載している事業報告、連結計算書類及び計算書類は、会計監査人が会計監査報告、監査等委員会が監査報告を作成するに際して監査をした対象書類の一部であります。

「近況報告会」中止等のご案内

株主総会後の近況報告会及び役員との交流会につきましては、中止とさせていただきます。

また、株主の皆さまへのお土産の配布は廃止をさせていただきました。何卒、ご理解いただけますようお願い申し上げます。

〈インターネットによる議決権行使のお手続きについて〉

インターネットにより議決権を行使される場合は、下記事項をご確認のうえ、行使していただきますようお願い申し上げます。

当日ご出席の場合は、郵送（議決権行使書）またはインターネットによる議決権行使のお手続きはいずれも不要です。

記

1. 議決権行使サイトについて

- (1) インターネットによる議決権行使は、パソコンまたはスマートフォンから当社の指定する議決権行使サイト (<http://evote.tr.mufg.jp/>) にアクセスしていただくことによるのみ実施可能です。（ただし、毎日午前2時30分から午前4時30分までは取り扱いを休止します。）
- (2) インターネット接続にファイアウォール等を使用されている場合、アンチウイルスソフトを設定されている場合、proxyサーバーをご利用の場合、TLS暗号化通信を指定されていない場合等、株主様のインターネット利用環境によっては、ご利用できない場合もございます。
- (3) インターネットによる議決権行使は、2024年6月24日（月）の午後6時まで受け付けいたしますが、お早めに行使していただき、ご不明な点がございましたらヘルプデスクへお問合せください。

2. インターネットによる議決権行使方法について

- (1) パソコンによる方法
 - ・議決権行使サイト (<https://evote.tr.mufg.jp/>) において、議決権行使された「ログインID」および「仮パスワード」をご利用いただき、画面の案内に従って賛否をご入力ください
 - ・株主総会の招集の都度、新しい「ログインID」および「仮パスワード」をご通知いたします。

(2) スマートフォンによる方法

- ・議決権行使書用紙に記載の「ログイン用QRコード」をスマートフォンにより読み取ることで、議決権行使サイトに自動的に接続し、議決権行使を行うことが可能です。（「ログインID」および「仮パスワード」に入力は不要です。）
- ・スマートフォン機種によりQRコードでのログインができない場合があります。QRコードでのログインができない場合には、上記2.（1）パソコンによる方法にて議決権行使を行ってください。

※QRコードは（株）デンソーウェブの登録商標です。

3. 議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用について

議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用（インターネット接続料金等）は、株主様ご負担となります。

4. 招集ご通知の受領方法について

ご希望の株主様は、次回株主総会から招集ご通知を電子メールで受領することができますので、パソコンまたはスマートフォンにより議決権行使サイトでお手続きください。

以上

システム等に関するお問い合わせ

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部（ヘルプデスク）

- ・電話 0120-173-027（受付時間 9：00～21：00 通話料無料）

事業報告

(2023年4月1日から
2024年3月31日まで)

1. 企業集団の現況

(1) 当連結会計年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

当連結会計年度におけるわが国の経済は、経済活動の正常化が進んでいる一方で不安定な国際情勢や円安などの影響を受け先行きは不透明な状況が続いております。

このような状況の下、当社グループは、構造改革の第2フェーズとして、主力であるウェルネス事業の成長戦略等に取り組み、フィットネス事業においては新たなサービスの提供としてライフスタイルに合わせて選択できるプランの提供と女性専用マシンピラティススタジオのオープン等に注力しました。保育事業では園内サービスを充実させ園児充足率を高水準で維持し、介護事業では新たに就労支援B型事業所を立ち上げ、訪問介護・グループホームの強化も図りました。

以上の結果、当連結会計年度の売上高は37億35百万円（前連結会計年度比1.0%減）、売上総利益は34億97百万円（前連結会計年度比0.1%減）、営業利益は1億22百万円（前連結会計年比84.8%増）、経常利益は82百万円（前連結会計年度比549.5%増）、親会社株主に帰属する当期純利益は1億17百万円（前連結会計年度は当期純損失1億97百万円）となりました。

当期の期末配当金につきましては、2024年3月25日公表の「剰余金の配当（無配）に関するお知らせ」のとおり無配とさせていただきます。

次期の期末配当金につきましては未定とさせていただきます。今後、配当予想額の開示が可能となった時点で速やかに公表いたします。

事業別の概況

(ウェルネス事業)

フィットネスは、健康志向の高まりや運動の多様性に合わせ、新プラン「えらべる週3会員」の提供や女性専用マシンピラティススタジオ「スターピラティス」をSDフィットネス24札幌白石店（北海道）、リバーウォーク北九州（福岡県）にオープンし売上改善に注力いたしましたが、2023年7月に秋田県を襲った記録的大雨による浸水災害により店舗を閉店した影響等により、売上高は前連結会計年度比97.5%となりました。

保育・介護等は、保育では「カメラキッズ×RIZAP×湘南ベルマーレ」で共同開発したサーキットプログラムの提供やSNSを利用したイベントや入園状況・保育士採用案内等の情報提供を充実させたことで園児充足率を高水準で推移出来、介護等では2023年12月にオープンした就労支援B型事業所「リバイブ相模原」が順調に稼働率を上げており、訪問介護・グループホームも高稼働で推移したことにより、売上高は前連結会計年度比103.4%となりました。

以上の結果、ウェルネス事業の売上高は32億99百万円（前連結会計年度比101.8%）となりました。

(クリエイション事業)

オンラインクレーンゲームは、消費者の時間の使い方が変化し、またゲームセンター等の回復の影響もあり、利用ユーザーが減少している中、コラボ景品の投入やキャンペーン・限定イベント等を行い収益改善に取り組みましたが売上高は75百万円（前連結会計年度比52.5%）となりました。

(不動産賃貸事業)

不動産賃貸は、新規テナント誘致や入居テナントへのファシリティ業務により収入が増加し、売上高は1億75百万円（前連結会計年度比102.2%）となりました。

(その他)

報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、主に当社子会社が運営するコールセンター事業やカウネット代理店事業、通販サイト「NorthernLAB0」などのEC事業等となり、売上高は1億85百万円（前連結会計年度比85.3%）となりました。

- ② 当連結会計年度における営業実績を事業別に示すと次のとおりであります。

事業の名称	当連結会計年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	前連結会計年度比 (%)
ウェルネス事業 (千円)	3,299,786	101.8
(フィットネス)	872,112	97.5
(保育・介護等)	2,427,674	103.4
クリエイション事業 (千円)	75,063	52.5
不動産賃貸事業 (千円)	175,137	102.2
その他 (千円)	185,048	85.3
合 計 (千円)	3,735,036	99.0

- (注) 1. ウェルネス事業は、フィットネス部門、保育部門、介護部門の売上高であります。
2. クリエーション事業は、オンラインクレーンゲーム部門の売上高であります。
3. 不動産賃貸事業は、不動産賃貸部門の売上高であります。
4. その他は、コールセンター部門、カウネット代理店部門等の売上高であります。

③ 設備投資の状況

当連結会計年度中において実施した設備投資の総額は72百万円であり、このうち主なものは、次のとおりであります。

- ・フィットネス事業施設の設備工事
- ・保育事業施設の設備備品購入等

④ 資金調達の状況

当連結会計年度における資金調達の状況につきましては、特記すべき事項はありません。

なお、当連結会計年度末の有利子負債残高は20億7百万円となりました。

(2) 直近3事業年度の財産及び損益の状況

(単位：千円)

区分	第67期 2020年度	第68期 2021年度	第69期 2022年度	第70期 (当連結会計年度) 2023年度
売上高	3,662,367	3,987,052	3,774,272	3,735,036
経常利益又は損失(△)	△335,136	△160,638	12,720	82,616
親会社株主に帰属する当期純利益又は純損失(△)	△590,507	64,637	△197,696	117,941
1株当たり当期純利益又は純損失(△)	△65円95銭	7円22銭	△22円8銭	13円17銭
総資産	6,976,339	5,504,146	4,424,355	4,240,111
純資産	1,510,305	1,570,100	1,374,677	1,493,192

(注) 1. 1株当たり当期純利益又は純損失(△)は、自己株式を控除した期中平均発行済株式総数により算出しております。

2. 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を第68期の期首から適用しており、第68期に係わる各数値については、当該会計基準等を適用した後の数値となっております。

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

名称	資本金	当社に対する議決権比率	当社との関係
RIZAPグループ株式会社	19,200,445千円	59.64%	役員の受入等

(注) 当社は、親会社であるRIZAPグループ株式会社との間で、資金の借入契約を行っております。

② 親会社との間の取引に関する事項

(ア) 当該取引をするに当たり当社の利益を害さないように留意した事項

親会社との資金借入取引については、親会社グループ独自の運用方針に従い、借入金の利率は、市場金利を勘案の上、合理的な判断に基づき決定しております。

(イ) 当該取引が当社の利益を害さないかどうかについての当社の取締役会の判断及びその理由

上記の取引は、当社が社内規程に基づき、親会社から独立して最終的な意思決定を行っており、当社の利益を害することはないと当社取締役会は判断しております。

(ウ) 取締役会の判断が社外取締役の意見と異なる場合の当該意見

当該事項はありません。

③ 重要な子会社の状況

名称	資本金	当社の議決権比率	主要な事業内容
エムシーツー株式会社	10,000千円	100.00%	コールセンター事業、カウネット代理店事業等
ITグループ株式会社	1,000千円	100.00% (100.00%)	保育事業等
株式会社フォーユー	3,000千円	100.00%	保育事業、介護事業等

(注) 「当社の議決権比率」欄の(内書)は間接所有であります。

(4) 対処すべき課題

今後の見通しにつきましては、経済活動の更なる回復が期待される一方、円安傾向で推移する外国為替相場に加え、中東やウクライナに見られる不安定な国際情勢により、引き続き先行き不透明な状況が続くと懸念されます。

このような状況のもと、当社グループは、コスト削減を意識しつつ、ウェルネス事業の成長戦略を加速し、業績向上を目指します。

当事業年度において当社グループは、構造改革の第2フェーズとして主力であるウェルネス事業の成長戦略等に取り組み、フィットネスにおいては健康志向の高まりや運動の多様性に合わせたプランの提供や女性専用マシンピラティススタジオ「スターピラティス」の展開を行いました。保育においては「カメラキッズ×RIZAP×湘南ベルマーレ」にて共同開発したサーキットプログラム等、特長のあるサービス提供をし、介護では新たに就労支援B型事業の立ち上げを行いました。

今後も、「健康で自分らしく生きるための生涯サービスを提供する”総合ウェルネス企業“を目指す！」ために、引き続き、コア事業であるウェルネス事業の成長戦略に取り組みつつ、『アソビビジネス』の更なる開発、現行サービスの向上のため、「人材の育成」を中心として社外からの優秀な人材採用、専門職採用を進めると共に、社内での人材育成を積極的に推進するため教育体制・給与・評価制度の整備を進めてまいります。

(5) 主要な事業内容 (2024年3月31日現在)

当社グループは、ウェルネス事業、クリエイション事業、不動産賃貸事業、その他の事業を行っておりますが、各事業の内容は以下のとおりであります。

ウェルネス事業

フィットネス事業、保育事業、介護事業等の運営を行っております。

クリエイション事業

オンラインクレーンゲーム事業の運営を行っております。

不動産賃貸事業

不動産賃貸事業の運営を行っております。

その他

コールセンター事業、カウネット代理店事業等の運営を行っております。

(6) 主要な営業所 (2024年3月31日現在)

① 当社

本社：札幌市白石区南郷通1丁目北8番地1号

営業店舗：北海道（札幌市7店）

青森県（青森市1店）

宮城県（大河原町1店）

千葉県（銚子市1店、旭市1店）

静岡県（富士市1店）

三重県（津市1店、桑名市1店）

大阪府（大阪市1店）

兵庫県（伊丹市1店）福岡県（北九州市1店）

② 子会社

会社名	所在地
エムシーツ株式会社	東京都新宿区
ITグループ株式会社	東京都新宿区
株式会社フォーユー	東京都江東区

(7) 使用人の状況 (2024年3月31日現在)

① 企業集団の使用人の状況

事業区分	使用人数	前連結会計年度末比増減
ウェルネス事業	272(141)名	25名増(2名増)
クリエイション事業	-(-)名	-名(-名)
不動産賃貸事業	1(1)名	-名(4名減)
管理部門・その他	30(4)名	3名減(1名増)
合計	303(146)名	22名増(1名減)

(注) 使用人数は就業員数であり、パート及び嘱託社員は()内に年間の平均人員を外数で記載しております。

② 当社の使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
86(72)名	6名減(1名減)	41.7歳	8.4年

(注) 使用人数は就業員数であり、パート及び嘱託社員は()内に年間の平均人員を外数で記載しております。

(8) 主要な借入先の状況 (2024年3月31日現在)

借入先	借入額
RIZAPグループ株式会社	750,000千円
株式会社商工組合中央金庫	410,388千円
株式会社みずほ銀行	240,500千円
RIZAPインベストメント株式会社	200,000千円
株式会社りそな銀行	222,320千円
北海道信用金庫	67,474千円
独立行政法人福祉医療機構	56,925千円
株式会社日本政策金融公庫	27,208千円
株式会社青森銀行	19,080千円
株式会社三菱UFJ銀行	7,517千円
株式会社秋田銀行	6,400千円

2. 株式の状況 (2024年3月31日現在)

(1) 発行可能株式総数 28,000,000株

(2) 発行済株式の総数 8,997,000株

(3) 株主数 11,572名

(4) 大株主 (上位10名)

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
R I Z A P グ ル ー プ 株 式 会 社	5,340千株	59.63%
中 道 リ ー ス 株 式 会 社	74千株	0.82%
株 式 会 社 証 券 ジ ャ パ ン	38千株	0.42%
日 本 生 命 保 険 相 互 会 社	24千株	0.26%
村 松 茂 樹	21千株	0.23%
株 式 会 社 三 井 住 友 銀 行	20千株	0.22%
株 式 会 社 サ ン リ ッ チ イ ン タ ー ナ シ ョ ナ ル	20千株	0.22%
北 海 道 コ カ ・ コ ー ラ ボ ト リ ン グ 株 式 会 社	20千株	0.22%
金 城 政 次	16千株	0.17%
田 添 孝	14千株	0.15%

(注) 1. 当社は、自己株式を42,988株保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。

2. 持株比率は自己株式を控除して計算しており、また小数点第3位以下を切り捨てて表示しております。

3. 会社役員 の 状 況

(1) 取締役 の 状 況 (2024年 3月 31日 現 在)

会社における地位	氏 名	担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況
代表取締役社長	高 橋 誠	エムシーツー株式会社 代表取締役 ITグループ株式会社 取締役 株式会社フォーユー 取締役
取 締 役	長 谷 川 亨	RIZAPグループ株式会社 上級執行役員 インベストメント 事業統括 RIZAPインベストメント株式会社 代表取締役社長 タツミマネジメント株式会社 代表取締役社長 一新時計株式会社 代表取締役社長
取 締 役	塩 田 徹	RIZAPグループ株式会社 常務取締役 事業・管理 統括兼社長室長兼REXT事業統括兼RIZAPビジ ネスイノベーション統括 MRKホールディングス株式会社 代表取締役社長 堀田丸正株式会社 取締役 BRUNO株式会社 取締役 夢展望株式会社 取締役会長 REXT Holdings株式会社 代表取締役会長 兼社長執行役員 RIZAPビジネスイノベーション株式会社 代表取 締役社長 RIZAPインベストメント株式会社 代表取締役会長
取 締 役	藤 原 泰 輔	高松大学経営学部教授 夢展望株式会社 社外取締役 BRUNO株式会社 社外取締役監査等委員

会社における地位	氏 名	担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況
取 締 役 (常勤監査等委員)	荒 井 隆 夫	エムシーツ株式会社 監査役 I Tグループ株式会社 監査役 株式会社フォーユー 監査役
取 締 役 (監査等委員)	大 塚 一 暁	大塚・川崎法律事務所弁護士 MRKホールディングス株式会社 社外取締役監査等委員 堀田丸正株式会社 社外取締役監査等委員
取 締 役 (監査等委員)	小 島 茂	小島社会保険労務士事務所代表 MRKホールディングス株式会社 社外取締役監査等委員 堀田丸正株式会社 社外取締役監査等委員

- (注) 1. 取締役藤原泰輔氏、取締役(監査等委員)大塚一暁氏及び小島茂氏は、社外取締役であります。
2. 取締役(監査等委員)大塚一暁氏は、弁護士の資格を有しており、法律の専門家として豊富な経験と高い見解を有するものであります。取締役(監査等委員)小島茂氏は、社会保険労務士としての専門的な知識と経営者としての豊富な知見を有するものであります。
3. 当社は、取締役藤原泰輔氏、取締役(監査等委員)大塚一暁氏及び小島茂氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

(2) 責任限定契約に関する事項

2022年6月22日開催の第68回定時株主総会で定款を変更し、取締役(業務執行取締役等である者を除く。)の責任限定契約に関する規定を設けております。当該定款に基づき、当社が非業務執行取締役と締結した責任限定契約の概要は次のとおりであります。

- ・会社法第427条その他の法令及び当社の定款の定めに従い、損害を与えた場合における、会社法第423条第1項に基づく損害賠償責任に関して限度を定める。
- ・同法第423条第1項の責任について、善意でかつ重大な過失がないときは、同法第425条第1項で定める最低責任限度額を限度とする。

(3) 常勤監査等委員の選定の有無及びその理由

当社は、監査等委員会の監査・監督機能を強化し、取締役(監査等委員を除く)からの情報収集及び重要な社内会議における情報共有並びに内部監査部門と監査等委員会との十分な連携を可能にするため、荒井隆夫氏を常勤の監査等委員として選定しております。

(4) 取締役の報酬等の総額

当事業年度に係る報酬等の総額

区 分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額(百万円)			対象となる 役員の数
		基本報酬	業績連動 報酬等	非金銭 報酬等	
取締役(監査等委員を除く) (うち社外取締役)	13百万円 (3百万円)	13百万円 (3百万円)	－百万円 (－百万円)	－百万円 (－百万円)	2名 (1名)
取締役(監査等委員) (うち社外取締役)	12百万円 (6百万円)	12百万円 (6百万円)	－百万円 (－百万円)	－百万円 (－百万円)	3名 (2名)
合 計 (うち社外取締役)	25百万円 (9百万円)	25百万円 (9百万円)	－百万円 (－百万円)	－百万円 (－百万円)	5名 (3名)

- (注) 1. 上記の取締役の支給人員は、無報酬の取締役4名を除いております。
2. 取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
3. 取締役(監査等委員を除く)の報酬限度額は、2017年6月28日開催の第63回定時株主総会において年額1億円以内(ただし、使用人分給与は含まない。)と決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役(監査等委員を除く)の員数は、3名(うち社外取締役は0名)です。
4. 取締役(監査等委員)の報酬限度額は、2017年6月28日開催の第63回定時株主総会において年額15百万円以内と決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役(監査等委員)の員数は、3名(うち社外取締役は2名)です。
5. 当社は取締役(監査等委員を除く)の個人別の報酬等の内容については、長期的・持続的な企業業績および企業価値の向上を実現させるため職責に相応しい有能な取締役の確保・定着を考慮した報酬水準および報酬体系とすることを基本方針として、職責に応じた基本報酬(固定報酬)のみとしています。当事業年度の個人別の報酬についても、当該方針と整合していることを確認しており、当該方針に沿うものであると判断しております。
6. 取締役会は、代表取締役社長高橋誠に対し各取締役の基本報酬の額の決定を委任しております。委任した理由は、当社全体の業績等を勘案しつつ各取締役の担当部門について評価を行うには代表取締役社長が適していると判断したためであります。

(5) 社外役員に関する事項

- ① 他の法人等の業務執行者としての重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係
- ・取締役藤原泰輔氏は、高松大学経営学部教授であります。
 - ・取締役(監査等委員)大塚一暁氏は、大塚・川崎法律事務所弁護士であります。
 - ・取締役(監査等委員)小島茂氏は、小島社会保険労務士事務所代表であります。
 - ・当社と高松大学及び大塚・川崎法律事務所、小島社会保険労務士事務所との間に特別な関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

区分	氏名	活動状況
社外取締役	藤原 泰輔	当事業年度に開催された取締役会12回のうち11回に出席いたしました。 経営学を専門とする大学教授として企業の成長戦略の策定等の知見及び経験に基づき、独立した立場から当社の経営陣に対して客観的な視点で助言・提言など、適切な役割を果たしております。
社外取締役 (監査等委員)	大塚 一暁	当事業年度に開催された取締役会12回の全てに、また、監査等委員会13回の全てに出席いたしました。 弁護士としての専門的見地から意見を述べるなど、取締役会及び監査等委員会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言など、適切な役割を果たしております。また、経営陣との定期的な意見交換を実施しており、当社のコンプライアンス体制並びに内部監査について適宜、必要な発言を行っております。
社外取締役 (監査等委員)	小島 茂	当事業年度に開催された取締役会12回の全てに、また、監査等委員会13回の全てに出席いたしました。 社会保険労務士としての専門的見地から意見を述べるなど、取締役会及び監査等委員会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言など、適切な役割を果たしております。また、経営陣との定期的な意見交換を実施しており、当社のコンプライアンス体制並びに内部監査について適宜、必要な発言を行っております。

(6) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社の親会社であるRIZAPグループ株式会社は会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、当該保険により被保険者（当社及び当社の取締役、監査等委員である取締役を含む）がその地位に基づいて行った行為に起因して損害賠償請求をされた場合の損害賠償金及び争訟費用等を補償することとしております。ただし、被保険者が法令に違反することを認識しながら行った行為に起因する損害は填補されない等、一定の免責事由があります。なお、当該保険契約の保険料はRIZAPグループ株式会社が負担しており、被保険者の実質的な保険料負担はありません。

4. 会計監査人の状況

(1) 名称 瑞輝監査法人

(2) 報酬等の額

項 目	支払額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	11百万円
当社及び当社の子会社が会計監査人に支払うべき金銭 その他の財産上の利益の合計額	11百万円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査等委員会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

(3) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

5. 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

- ① 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - a. 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合し、かつ社会的責任及び企業倫理を果たすためにコンプライアンス担当取締役を置き、全役職員に法令遵守の方針を周知徹底させるものとする。また、重要な経営事項については、取締役会もしくは経営会議で審議しなければならない。
 - b. 従業員の業務運営の状況、ならびに法令遵守の状況を把握し、その改善を図るために、内部監査室が内部監査規程に基づき内部監査を実施し、その結果を取締役及び監査等委員会に対し報告するものとする。
- ② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
取締役は、以下の文書（電磁的記録を含む。以下同じ。）については、関連資料とともに、これを少なくとも10年間保管するとともに、必要に応じて閲覧可能な状態を維持する。
 - a. 株主総会議事録
 - b. 取締役会議事録
 - c. 監査等委員会議事録
 - d. 稟議書
 - e. 契約書
 - f. 会計帳簿ならびに決算に関する計算書類
 - g. 税務署その他行政機関、証券取引所に提出した書類の写し
 - h. その他取締役の職務の執行に係る重要書類
- ③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
組織横断的リスク状況の監視・予防ならびに全社的対応は経営企画部が行い、各部門の所管業務に付随するリスク管理は当該部門が行うものとするを原則とする。経営企画部が、財務リスク・リーガルリスク・システムリスク・情報リスク・ブランドリスク・災害リスク等に関する規程を整備し、運用を図ることとする。
- ④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
取締役は、事業計画の策定、予算・業績管理制度、人事管理制度、会社諸規定等の整備、営業会議等の設置等による意思決定の迅速化を図り、取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するものとする。

- ⑤ 当社ならびにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
- a. 子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制
子会社は、職務権限、業務分掌及び意思決定のルールを明確にするものとする。
 - b. 子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
当社は、適正なグループ運営を推進する為の基本事項を定めた社則を制定し、その遵守を子会社が誓約することにより、子会社の経営上の重要事項の報告を受けるものとする。
 - c. 子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
子会社は、その業態やリスクの特性に応じた適切なリスクマネジメントを行い、当社は、子会社のリスクマネジメント全般を掌握し、助言、指導等の必要な対応を行うものとする。
 - d. 子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 1. 子会社は、適切なコンプライアンス推進体制を整備するものとする。
 2. 当社は、子会社が参加するコンプライアンスに関する委員会等を定期的に開催し、子会社のコンプライアンスの強化を図るものとする。
 3. 当社の内部監査を担当する部門は、子会社のコンプライアンスの状況の監査を行い、当社の社長及びコンプライアンス担当取締役適切に報告するものとする。
 - e. その他当社ならびにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
 1. 親会社であるRIZAPグループ株式会社のグループ運営の方針を尊重しつつ、当社の独自性を確保し、自律的な内部統制システムを整備するものとする。
 2. 当社と親会社ならびに子会社との取引については、取引の公正性及び合理性を確保し、適切に行うものとする。
- ⑥ 監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- a. 監査等委員会の職務を補助すべき使用人に関する事項、当該使用人の取締役（監査等委員を除く）からの独立性に関する事項、及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
監査等委員会が補助使用人を置くことを求めた場合には、内部監査室の使用人を監査等委員会の職務を補助する使用人とする。
補助使用人の選任、人事異動、人事考課、給与改定、懲戒等については、あらかじめ監査等委員会の事前の同意を要するものとする。

補助使用人は、その補助業務に関しては監査等委員会の指揮命令下で遂行することとし、取締役（監査等委員を除く）からの指揮命令は受けないものとする。

- b. 取締役（監査等委員を除く）及び使用人が監査等委員会に報告をするための体制その他の監査等委員会への報告に関する体制
 - 1. 監査等委員は、取締役会ほか重要な会議に出席することができる。
 - 2. 取締役（監査等委員を除く）及び使用人は、会社に重大な損失を与える事項が発生し、または発生する恐れがあるとき、役職員による違法または不正な行為を発見したとき、その他監査等委員会が報告すべきものと定めた事項が生じたときは、監査等委員会に報告する。
 - 3. 取締役（監査等委員を除く）及び使用人は、監査等委員会から要求があった場合には、監査等委員会に出席して、必要な書類を添えて説明または意見陳述をしなければならない。
 - 4. 内部監査室担当は、内部監査の結果を遅滞なく監査等委員会に報告しなければならない。
 - 5. 監査等委員会に報告をした者に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨を取締役（監査等委員を除く）及び使用人等に周知徹底する。なお、内部通報制度における通報者については、解雇その他いかなる不利益な取扱いも行っていないことや、通報者等に対して不利益な取扱いや嫌がらせ等を行った者がいた場合には、就業規則に従って処分を課すことができる旨等を内部通報制度運用規程において定め、その保護を図るものとする。
 - c. その他の監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制
 - 1. 代表取締役は、定期的に監査等委員と意見交換する場を設け、監査等委員監査の環境を整備するよう努めるものとする。
 - 2. 監査等委員は、内部監査室ならびに会計監査人と適切な連携を図り、効果的な監査業務の遂行を図るものとする。
 - 3. 監査等委員がその職務の執行について生ずる費用の前払い等を請求した場合は、当該監査等委員の職務の執行に必要なでない認められた場合を除き、速やかに当該費用の前払い等の処理をするものとする。
- ⑦ 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況
- 反社会的勢力排除に向けた体制を構築し、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力とは一切関わりを持たず、また不当な要求に対しては、断固としてこれを拒否する。

- ⑧ 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要
当事業年度における当社の業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は、以下のとおりであります。
- a. 取締役の職務の執行について定時取締役会を月に1回、必要に応じて臨時取締役会を開催しており、取締役会には各取締役（監査等委員を除く）のほか、独立性を保持した監査等委員も出席し、重要な職務執行に関する意思決定を監督しております。
 - b. リスク管理体制について取締役、経営企画部及び当社のリスク担当が連携し、リスク管理体制の強化、推進に努め、リスク管理の基本方針において、具体的なリスクを想定、分類し、有事の際の迅速かつ適切な情報伝達と緊急体制を整備しております。また、内部監査室は、内部監査規程に基づき、組織横断的なリスクの状況把握、監視を行い、定期的に取締役会に対してリスク管理に関する事項を報告しております。
 - c. 内部監査の実施について内部監査室にて、社内各部署及び当社が、法令、定款、社会規範、ならびに社内規程の定めるガイドラインに従い適正な企業活動を行っているか、また、適切な牽制が働いているか否かを、監査等委員会との相互協力の上、書類の閲覧及び実地調査をしております。また、内部監査室は、重要拠点は半期毎に複数の部署に対して内部監査を行い、内部監査報告書を作成し、取締役会に対し報告を行っております。
 - d. 監査等委員の職務の執行について監査等委員3名（内社外取締役2名）は、監査等委員会で策定された監査方針ならびに監査計画に基づいて、取締役会等の重要会議に出席し、取締役（監査等委員を除く）の職務執行を監査しております。常勤監査等委員は、内部監査室と定期的にミーティングを行い、内部監査の実施状況及び監査結果について報告を受け、内部監査の実施計画、具体的実施方法、業務改善策等に関し、意見交換を行うとともに、社内各部署の監査にあたり、内部監査室と連携して、取締役・使用人からの事情の聴取、書類の閲覧、実地調査等を行っております。

連結貸借対照表

(2024年3月31日現在)

(単位：千円)

科目	金額	科目	金額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	1,434,715	流動負債	2,021,026
現金及び預金	858,375	買掛金	77,544
売掛金	200,314	短期借入金	1,210,000
商品	99,953	一年内償還予定の社債	27,800
貯蔵品	9,727	一年内返済予定の長期借入金	225,903
未収還付法人税等	15,346	リース債務	15,741
その他	251,799	未払金	137,420
貸倒引当金	△800	未払法人税等	41,787
固定資産	2,804,530	前受金	6,838
有形固定資産	2,441,696	賞与引当金	39,412
建物及び構築物	1,228,691	株主優待引当金	20,000
工具、器具及び備品	62,086	その他	218,578
土地	1,117,148	固定負債	725,892
リース資産	33,770	社債	11,200
無形固定資産	20,336	長期借入金	532,909
のれん	7,524	リース債務	21,809
その他	12,811	繰延税金負債	13,705
投資その他の資産	342,497	資産除去債務	106,867
投資有価証券	18,090	その他	39,400
長期貸付金	24,599	負債合計	2,746,918
差入保証金	273,054	(純資産の部)	
繰延税金資産	12,854	株主資本	1,479,123
その他	13,898	資本金	100,000
繰延資産	865	資本剰余金	1,173,662
社債発行費	865	利益剰余金	215,144
		自己株式	△9,684
		その他の包括利益累計額	14,069
		その他有価証券評価差額金	14,069
資産合計	4,240,111	純資産合計	1,493,192
		負債及び純資産合計	4,240,111

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

(2023年4月1日から
2024年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金	額
売 上 高		3,735,036
売 上 原 価		238,034
売 上 総 利 益		3,497,002
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		3,374,032
営 業 外 業 務 利 益		122,969
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	131	
受 取 配 当 金	494	
受 取 保 険 金	1,003	
受 取 返 戻 金	758	
営 業 外 雑 収 入	1,309	3,697
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	37,083	
社 債 保 証 料	326	
社 債 発 行 費 用	1,204	
雑 損 失	5,435	44,050
特 別 常 利 益		82,616
特 別 利 益		
投 資 有 価 証 券 売 却 益	5,456	
補 助 金 収 入	8,843	
転 貸 損 失 引 当 金 戻 入 益	21,600	
災 害 に 伴 う 受 取 保 険 金	87,315	123,215
特 別 損 失		
固 定 資 産 除 却 損	1,476	
災 害 に よ る 損 失	9,061	10,537
税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益		195,294
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	74,694	
法 人 税 等 調 整 額	2,658	77,353
当 期 純 利 益		117,941
親 会 社 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益		117,941

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

貸借対照表

(2024年3月31日現在)

(単位：千円)

科目	金額	科目	金額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	852,573	流動負債	1,724,868
現金及び預金	270,054	買掛金	8,900
売掛金	223,731	短期借入金	310,000
商品	12,389	関係会社短期借入金	850,000
貯蔵品	9,727	一年内償還予定の社債	27,800
前払費用	40,189	一年内返済予定の長期借入金	221,249
未収入金	284,177	リース債務	15,741
その他	12,769	未払金	70,686
貸倒引当金	△465	未払費用	127,721
固定資産	2,479,687	未払法人税等	14,570
有形固定資産	2,103,651	未払消費税等	26,245
建物	889,745	前受金	6,665
構築物	11,478	預り金	17,582
工具、器具及び備品	51,508	賞与引当金	4,511
土地	1,117,148	株主優待引当金	20,000
リース資産	33,770	その他	3,192
無形固定資産	6,542	固定負債	695,627
ソフトウェア	5,910	社債	11,200
その他	632	長期借入金	510,355
投資その他の資産	369,492	リース債務	21,809
投資有価証券	18,090	繰延税金負債	13,705
関係会社株式	120,905	長期預り数金保証金	39,400
出資金	530	資産除去債務	99,156
長期貸付金	24,599	負債合計	2,420,495
長期前払費用	3,124	(純資産の部)	
差入保証金	202,175	株主資本	898,561
その他	67	資本金	100,000
繰延資産	865	資本剰余金	1,173,662
社債発行費	865	資本準備金	1,173,662
資産合計	3,333,126	利益剰余金	△365,416
		その他利益剰余金	△365,416
		繰越利益剰余金	△365,416
		自己株式	△9,684
		評価・換算差額等	14,069
		その他有価証券評価差額金	14,069
		純資産合計	912,631
		負債及び純資産合計	3,333,126

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

損益計算書

(2023年4月1日から
2024年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金	額
売上高		1,779,938
売上原価		102,938
売上総利益		1,677,000
販売費及び一般管理費		1,735,749
営業損失		58,749
営業外収益		
受取利息	126	
受取配当金	494	
受取保険金	1,003	
経営指導料	7,200	
雑収入	1,660	10,485
営業外費用		
支払利息	36,538	
社債利息	306	
社債保証料	326	
社債発行費	1,204	
雑損失	5,435	43,812
経常損失		92,076
特別利益		
投資有価証券売却益	5,456	
補助金収入	5,349	
転貸損失引当金戻入益	21,600	
災害に伴う受取保険金	87,315	119,720
特別損失		
固定資産除却損失	256	
災害による損失	9,061	9,317
税引前当期純利益		18,326
法人税、住民税及び事業税	14,570	
法人税等調整額	△544	14,026
当期純利益		4,300

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2024年 5月29日

SDエンターテイメント株式会社

取締役会 御中

瑞輝監査法人

北海道札幌市

指 定 社 員	公認会計士	大 浦 崇 志
業 務 執 行 社 員		
指 定 社 員	公認会計士	西 俊 輔
業 務 執 行 社 員		

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、SDエンターテイメント株式会社の2023年4月1日から2024年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、SDエンターテイメント株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

計算書類等に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2024年5月29日

SDエンターテイメント株式会社

取締役会 御中

瑞輝監査法人

北海道札幌市

指 定 社 員	公認会計士	大 浦 崇 志
業 務 執 行 社 員		
指 定 社 員	公認会計士	西 俊 輔
業 務 執 行 社 員		

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、SDエンターテイメント株式会社の2023年4月1日から2024年3月31日までの第70期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害

要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査等委員会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2023年4月1日から2024年3月31日までの第70期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査等委員が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制(内部統制システム)について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況に関して定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、以下の方法で監査を実施しました。

- ① 監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ② 事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第5号イの留意した事項及び同号ロの判断及びその理由については、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
- ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査をしているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」(会社計算規則第131条各号に掲げる事項)を「監査に関する品質管理基準」(平成17年10月28日企業会計審議会)等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類(貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表)及びその附属明細書並びに連結計算書類(連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表)について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- ④ 事業報告に記載されている親会社等との取引について、当該取引をするに当たり当社の利益を害さないように留意した事項及び当該取引が当社の利益を害さないかどうかについての取締役会の判断及びその理由について、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人瑞輝監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人瑞輝監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2024年5月30日

S Dエンターテイメント株式会社 監査等委員会

常勤監査等委員 荒井隆夫 ㊟

監査等委員 大塚一暁 ㊟

監査等委員 小島茂 ㊟

(注) 監査等委員大塚一暁及び小島茂は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 資本準備金の額の減少及び剰余金の処分の件

1. 資本準備金の額の減少及び剰余金の処分の目的

繰越利益剰余金の欠損の補填及び財務体質の健全化を図るとともに、今後の株主還元施策の早期実現に努めること及び資本政策並びに財務戦略上の機動性及び柔軟性を確保することを目的として、会社法448条第1項の規定に基づく資本準備金の額の減少及び同法第452条の規定に基づき、その他資本剰余金を繰越利益剰余金に振り替えるものであります。

2. 資本準備金の額の減少の内容

会社法第448条第1項の規定に基づき、資本準備金の額を減少し、同額をその他資本剰余金に振替えるものであります。

(1) 2024年3月31日現在の資本準備金の額

資本準備金 1,173,662,807円

(2) 減少する資本準備金の額

資本準備金 365,416,873円

(3) 増加する剰余金の項目及びその額

その他資本剰余金 365,416,873円

(4) 減少後の資本準備金の額

資本準備金 808,245,934円

3. 剰余金の処分の内容

会社法452条の規定に基づき、資本準備金の額の減少の効力発生を条件に上記資本準備金振替後のその他資本剰余金の全額を繰越利益剰余金に振替えることにより欠損金補填を行うものであります。

(1) 減少する剰余金の項目及びその額

その他資本剰余金 365,416,873円

(2) 増加する剰余金の項目及びその額

繰越利益剰余金 365,416,873円

(3) 処分後の剰余金の額

その他資本剰余金 0円

繰越利益剰余金 0円

4. 資本準備金の額の減少及び剰余金処分の効力発生日

2024年6月25日

第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）3名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。）全員（4名）は、本総会の終結の時をもって任期満了となりますので、取締役（監査等委員である取締役を除く。）3名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案に関しましては、監査等委員会は特段の意見がない旨を確認しております。

取締役（監査等委員である取締役を除く。）候補者は、次のとおりであります。

候補者 番号	ふりがな 氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社の株 式数
1	たかはし まこと 高橋 誠 (1977年7月7日生) 〔再任〕	2000年10月 プライスウォーターハウスクーパース コンサルタント株式会社（現日本アイ・ビ ー・エム株式会社） 入社 2006年9月 日本ベンチャーキャピタル株式会社 入社 2018年4月 株式会社タツミプランニング（現タツミマネ ジメント株式会社） 新規事業開発室長・環境 エネルギー事業部長代理 2020年3月 RIZAPトレーディング株式会社 経営企画 室 ゼネラルマネージャー 2020年4月 株式会社日本文芸社 監査役 2020年5月 株式会社サンケイリビング新聞社 取締役 管理本部長 2020年6月 株式会社日本文芸社 監査役 2020年7月 RIZAPインベストメント株式会社 経営企 画室長 2021年3月 当社 顧問 2021年5月 エムシーツー株式会社 代表取締役社長（現任） 2021年5月 ITグループ株式会社 取締役（現任） 2021年5月 株式会社フォーユー 取締役（現任） 2021年6月 RIZAPインベストメント株式会社 取締役 経営企画室長 2021年6月 当社常務執行役員 2023年6月 当社代表取締役社長（現任） 〔重要な兼職の状況〕 エムシーツー株式会社 代表取締役社長 ITグループ株式会社 取締役 株式会社フォーユー 取締役	一株
〔取締役候補者とした理由〕 高橋誠氏は、会社経営及び経営戦略に対して幅広い知識と経験から、その職務・職責を適切に果たし当社の成長に大きく貢献しております。これまでの実績を踏まえ、引き続き取締役として当社の持続的な成長への貢献が期待できると判断し、選任をお願いするものであります。			

候補者 番号	ふりがな 氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社の株 式数
2	しおた てつ 塩田 徹 (1973年8月21日生) 〔再任〕	<p>2015年4月 パナソニックヘルスケアホールディングス株式 会社 (現PHCホールディングス株式会社) 入社 人事部長・総務部長・CEOオフィス部長</p> <p>2020年6月 RIZAPグループ株式会社 取締役</p> <p>2020年6月 MRKホールディングス株式会社 取締役</p> <p>2020年6月 堀田丸正株式会社 取締役 (現任)</p> <p>2020年8月 RIZAP株式会社 取締役 (現任)</p> <p>2020年9月 株式会社イデアインターナショナル (現BRUNO株式 会社) 取締役 (現任)</p> <p>2020年12月 当社 取締役 (現任)</p> <p>2022年4月 RIZAPグループ株式会社 取締役 国内事業・マ ーケティング・人事・DX統括、社長室長、 RIZAP事業統括、REXT事業統括</p> <p>2022年4月 RIZAP ビジネスイノベーション株式会社 代表取締役社長 (現任)</p> <p>2022年6月 RIZAPテクノロジーズ株式会社 代表取締 役会長 (現任)</p> <p>2022年9月 夢展望株式会社 取締役会長 (現任)</p> <p>2022年9月 REXT Holdings株式会社 代表取締役会長 兼社長執行役員 (現任)</p> <p>2022年9月 REXT株式会社 代表取締役会長兼社長執行 役員 (現任)</p> <p>2023年2月 健康コミュニケーションズ株式会社 代表 取締役社長 (現任)</p> <p>2023年6月 株式会社湘南ベルマーレ 取締役 (現任)</p> <p>2023年7月 RIZAPグループ株式会社 常務取締役 事業・ 管理統括兼社長室長兼REXT事業統括兼RIZAP ビジネスイノベーション統括 (現任)</p> <p>2023年11月 MRKホールディングス株式会社 代表取締 役社長 (現任)</p> <p>〔重要な兼職の状況〕</p> <p>RIZAPグループ株式会社 常務取締役</p> <p>RIZAP株式会社 取締役</p> <p>MRKホールディングス株式会社 代表取締役社長</p> <p>BRUNO株式会社 取締役</p> <p>RIZAP ビジネスイノベーション株式会社 代表取締役社長</p> <p>夢展望株式会社 取締役会長</p> <p>REXT Holdings株式会社 代表取締役会長兼社長執行役員</p> <p>REXT株式会 社代表取締役会長兼社長執行役員</p> <p>RIZAPテクノロジーズ株式会社 代表取締役会長</p> <p>健康コミュニケーションズ株式会社 代表取締役社長</p> <p>株式会社湘南ベルマーレ 取締役</p> <p>堀田丸正株式会社 取締役</p>	一株
<p>〔取締役候補者とした理由〕</p> <p>塩田徹氏は、経営全般に関する豊富な経験・知見に加え、重要な意思決定や業務執行の助言・監督を適切に果たしており、これまでの実績を踏まえ、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。</p>			

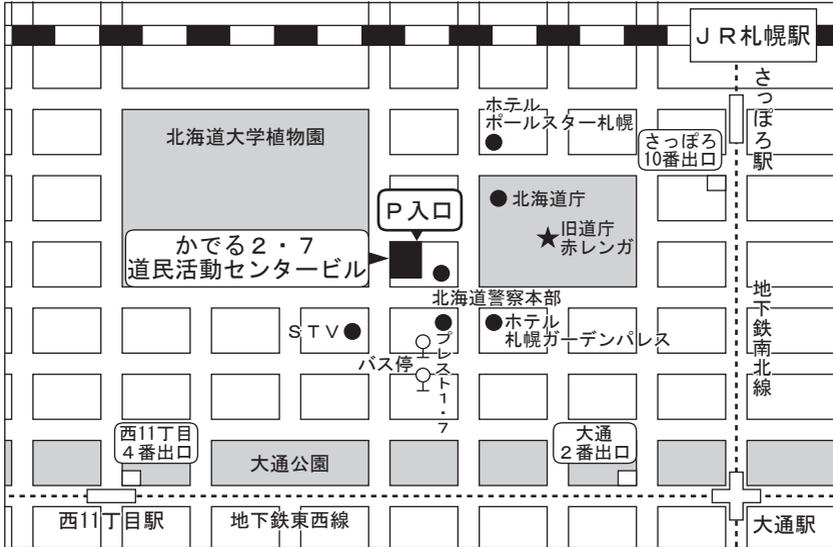
候補者 番号	ふりが 氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社の株 式数
3	あんどう せいご 安藤 誠悟 (1970年8月25日生) 〔新任〕 〔社外〕	1994年4月 シヤープ株式会社 入社 2002年10月 弁護士登録 2002年10月 TMI総合法律事務所 入所 2007年4月 アンビシヤス総合法律事務所 開設 2016年3月 北海道曹達株式会社社外取締役 (現任) 2017年6月 一般社団法人しんきん支援ネットワーク 理事 (現任) 2022年4月 弁護士法人アンビシヤス総合法律事務所設 立 代表社員 (現任) 2023年11月 株式会社CORE監査役 (現任)	一株
〔社外取締役候補者とした理由および期待される役割等〕 安藤誠悟氏は、法律の専門家として豊富な経験・知識を持ち、法律事務所の経営経験を有しており、これまでの経歴を踏まえ、新たに社外取締役として選任をお願いするものであります。			

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はございません。
2. 候補者塩田徹氏は当社の親会社であるRIZAPグループ株式会社の業務執行者であり、その地位及び担当は略歴に記載のとおりです。
3. 安藤誠悟氏は、社外取締役候補者であります。
4. 当社は、安藤誠悟氏を東京取引証券所に独立役員として届け出る予定であります。
5. 当社では、「3. 会社役員の状況 (6) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要」のとおり、当社の親会社であるRIZAPグループ株式会社が役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。各候補者が就任した場合は、当該保険契約の被保険者となり、任期中に当該保険契約を更新する予定であります。

以上

株主総会会場ご案内図

会場：札幌市中央区北二条西七丁目
かでの2.7道民活動センタービル 10階 1030会議室
TEL (011) 204-5100



駐車場の用意はいたしておりませんので、公共の交通機関をご利用願います。

交通機関

JR

・札幌駅…南口徒歩13分

地下鉄

・さっぽろ駅…10番出口徒歩9分

・大通駅…2番出口徒歩11分

・西11丁目駅…4番出口徒歩11分

「近況報告会」中止等のご案内

株主総会後の近況報告会及び役員との交流会につきましては、中止とさせていただきます。

また、株主の皆さまへのお土産の配布は廃止とさせていただきます。何卒、ご理解いただきますようお願い申し上げます。